

山形県若者定着奨学金返還支援事業 【地方創生枠】募集のお知らせ

令和2年度 大学等在学者・進学予定者対象

山形県における将来の担い手となる若者の県内回帰・定着を促進するため、県と県内市町村が連携して、奨学金の返還を支援します。

募集人数：100名

募集期間：令和2年1月10日(金)～2月20日(木)17時(必着)

応募先：大学等を卒業後に居住予定の市町村

1 募集対象者

次の各号の全てに該当する方

- ① 山形県内に居住し県内の高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程を今年度卒業見込みの方、又は卒業した方
- ② 県内外の大学、大学院修士課程(博士課程前期)、高等専門学校(第4学年以上)、県内の短期大学又は専修学校専門課程(以下「大学等」という。)に令和2年度進学予定又は在学する方

※高等専門学校の在学者の場合は、①の要件は山形県内の中学校又は特別支援学校中等部を卒業した方を含む。

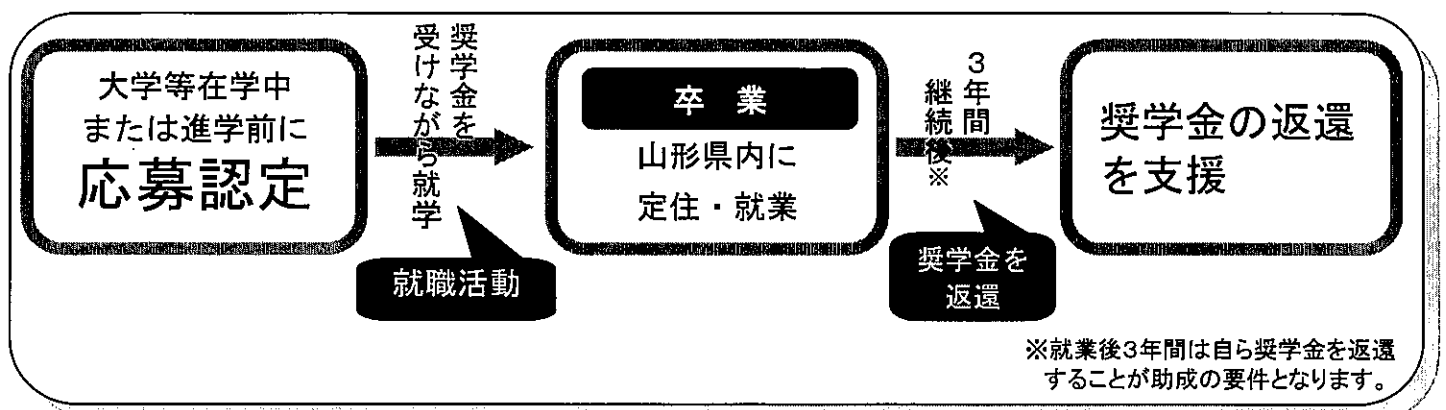
- ③ 日本学生支援機構第一種奨学金(無利子)の貸与を予定している方又は貸与を受けている方
- ④ 大学等を卒業後6か月以内に、山形県内に居住かつ就業し、その後3年間継続する見込みの方

※県内企業等に就業したものの、就業先の都合で県外事務所に配属された場合でも申請により認定取消が猶予されることがあります。詳しくはお問い合わせください。

- ⑤ 次の対象産業分野への就業を希望する方。公務員は対象外です。

ア 商工分野 イ 農林水産分野 ウ 建設分野
エ 医療・福祉分野(医師、看護師、介護福祉士、保育士を除く。)
オ その他

※大学等を既に卒業された方、大学等を令和元年度に卒業予定の方は対象となりません。



2 助成金額

奨学金の返還残額又は助成候補者が令和2年4月以降に奨学金の貸与を受けた月数に2万6千円を乗じた額のいずれか低い額を上限として支援します。(応募した市町村と実際に居住した市町村が異なる場合は、助成金額が1/2に減額)

(例) 4年制大学卒業の場合：26,000円×48か月＝1,248,000円が支援額の上限

3 応募方法

次の書類を、標記の募集期間内に大学等を卒業後に居住を希望する市町村へ提出してください。様式は、山形県のホームページに掲載しています。

- ① 山形県若者定着奨学金返還支援事業助成候補者認定申請書
- ② 成績証明書（大学等に在学中の方は大学等の成績証明書、これから大学等に進学予定の方は高校等の成績証明書）
- ③ 家計支持者の所得に関する証明書（令和元年分の源泉徴収票、取得可能な直近年の所得証明書等）の写し
- ④ 予約採用者は大学等奨学生採用候補者決定通知の写し
既に奨学金の貸与を受けている方は奨学生証の写し又は貸与額通知書の写し

4 助成候補者の認定

募集人数を上回る応募があった場合は、選考を行います。選考結果は、令和2年3月末までに文書で通知します。(選考方法は、市町村ごとに異なります。)

5 助成方法

助成候補者に認定された方が、大学等を卒業後、6か月以内に山形県内に居住、かつ対象産業分野へ3年間就業した場合に助成します。

助成金は、山形県が日本学生支援機構に対し、繰上返還金として支払います。本人にはお支払いしません。

6 その他

このリーフレットは事業の内容や募集条件の概要を記載したものです。応募にあたっては、必ず募集要項で詳細をご確認ください。

今回の地方創生枠のほか、市町村連携枠及び産業団体等連携枠（就職予定の業種別に認定）の募集も実施します。

詳しくは、県又は居住を希望する市町村までお問い合わせください。

【県担当窓口】 ※応募書類の提出先ではありませんのでご注意ください。

商工労働部 産業政策課 地域産業振興室 電話 023-630-2691

【山形県ホームページ】

山形県若者定着奨学金

検索

